

福岡県訪問介護等サービス体制強化事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県訪問介護等サービス体制強化事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、人材不足が喫緊の課題である訪問介護等（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。）サービスについて、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や事業所の経営改善に向けた取組を、地域の特性や事業所規模等に応じてきめ細かく支援することで、訪問介護等サービスの担い手の確保及び経営の安定化を図り、地域における必要な在宅介護サービスの体制を強化することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 中山間地域等とは、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）第1号に規定する地域をいう。離島等地域とは、厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に規定する地域をいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の補助対象者は、福岡県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所（以下「事業所」という。）を運営する者とする。

(補助対象事業)

第5条 この補助金の補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助対象経費は別表第1のとおりとする。ただし、補助事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月7日から1月31日までとする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次の各号に定める補助基準額と別表第1に掲げるそれぞれの事業内容ごとに、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、当該金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 人材確保体制構築支援

ア 研修体制の構築支援

1 事業所当たり 10 万円

イ 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援

(ア) 中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合

30 分未満の同行支援 1 回につき 3,500 円

30 分以上の同行支援 1 回につき 5,000 円

(経験年数の短いヘルパー 1 人につき 30 回まで)

(イ) 中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合

30 分未満の同行支援 1 回につき 2,500 円

30 分以上の同行支援 1 回につき 4,000 円

(経験年数の短いヘルパー 1 人につき 30 回まで)

(2) 経営改善支援

ア 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援

常勤化する登録ヘルパー等 1 人につき 1 月当たり 10 万円 (3 か月まで)

イ 小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援

(ア) 対象法人の要件 (エ) に該当する法人を含む場合

1 事業者グループ当たり 200 万円

(イ) 対象法人の要件 (エ) に該当する法人を含まない場合

1 事業者グループ当たり 150 万円

(交付の除外要件)

第 7 条 補助事業を実施する事業者 (以下「事業者」という。) が、この補助金の交付申請をしようとするとき、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団

(2) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員となっている団体

(3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が役員となっている団体

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

イ 暴力団員が実質的に運営している団体

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(5) 当該事業所が休止している場合

(交付の条件)

第 8 条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) で定める耐用年数を経過するまでの間、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (4) 補助事業により取得、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合には、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (6) 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (7) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (8) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国及び県の負担又は補助を受けてはならない。

(補助金の交付申請)

第9条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別に指示する期日までに、様式1により知事に申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第10条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定を行い、様式2により事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第11条 知事は、事業者が第7条各号のいずれかに該当した場合、第8条に規定する条件に違反した場合又は不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(事業変更の承認)

第12条 事業者は、補助事業の内容の変更（事業に要する経費の減額の場合を除く。）をしようとするときは、あらかじめ様式3により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の中止又は廃止)

第13条 事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式4により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(概算払の請求)

第14条 事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、様式5により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるとき

は補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(実績報告)

第 15 条 事業者は、補助事業が完了したとき、その日から起算して 1 月を経過した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から 1 月を経過した日）又は交付決定のあった日の属する年度の 1 月末日のいずれか早い日までに、様式 6 により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて、第 6 条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、事業者に対して報告をさせ、又は事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「検査等」という。）ができるものとする。

3 事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第 17 条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が 0 円の場合を含む。）は、様式 7 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 15 日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(その他)

第 18 条 特別の事情により第 9 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ、知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この交付要綱は、令和 7 年 8 月 2 0 日から施行し、令和 7 年度の補助金に適用する。

区 分		事業内容	対象経費	留意事項
人材確保体制構築支援	研修体制の構築支援	ホームヘルパー希望者の裾野を拡大し、経験年数の短いホームヘルパーでも安心して働き続けられるよう、事業所が行うホームヘルパーや介護職員等の資質向上・定着促進に資する研修計画の作成など研修体制の構築のための取組に要する経費 【対象経費の例】 ・介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な研修カリキュラムの作成、見直しやキャリアアップの仕組みづくりに要する費用 ・介護職員のスキルアップのための研修等の受講に要する費用	補助事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	・原則として、ホームヘルパーを対象とするが、介護職員の資質向上および定着促進に繋がると認められる研修であれば、ヘルパー資格を持たない職員も対象とすることができる。
	経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援	事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが、一定期間、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費		・「経験年数が短いホームヘルパー」とは訪問業務に従事した期間が 1 年未満の者をいう。 ただし、他の事業所での経験があっても、1 年以上の訪問業務から離れている期間がある場合は、経験年数が 1 年を超える場合でも対象とする。 ・「経験年数の長いホームヘルパー」とは訪問業務に従事した期間が 3 年以上の者をいう。 ・同行支援とは介護報酬上における訪問介護等業務の同行をいうものであり、介護保険外サービスの同行は補助対象とならない。

経営改善支援	登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援	ホームヘルパー雇用の安定化を図るため、登録ヘルパー等（勤務日及び勤務時間が不定期的な登録ヘルパーや非常勤のホームヘルパーをいう。以下同じ。）の常勤化を促進するために要する経費 【対象経費の例】 - 登録ヘルパー等が常勤職員としての雇用を希望する場合に必要な賃金等（法定福利費等を含む）の差額の経費 - 登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤のホームヘルパーを雇用する際に生じる賃金等の差額の経費		- 常勤化とは当該事業所の就業規則で規定される常勤職員としての雇用をいう。 - 派遣会社より派遣されているホームヘルパーは補助対象とならない。 - 訪問介護に従事しない事務職員などは補助対象とならない。
	小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援	対象法人の要件（ア）から（エ）のいずれかに該当する法人を1以上含む小規模な法人を中心とした複数の法人により構成される事業者グループ（以下「事業者グループ」という。）が、地域の状況や事業規模を踏まえた法人間の連携を促進し、相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組に要する経費 【対象経費の例】 - 人材募集や一括採用、合同研修等の実施 - 従業員の職場定着や職場の魅力発信に資する取組 - 人事管理や福利厚生、請求業務等のシステム共通化 - 物品調達の合理化のための共同購入の取組 - 協働化等にあわせて行うICTインフラの整備		対象法人の要件 （ア）1法人あたり1の訪問介護等事業所を運営する法人 （イ）運営する訪問介護等事業所の前年度のいずれかの月における総訪問回数が概ね200回以下である法人。なお、「概ね200回」は400回程度を想定しており、例えば、前年度の月平均延訪問回数600回以下の事業所等もいずれかの月における延べ訪問回数が400回程度であれば、補助対象となり得る。 （ウ）運営する訪問介護等事業所の職員数が常勤換算方法で平均5人以下の法人 （エ）運営する訪問介護等事業所が全て

				中山間地域等又は離島等地域に所在する法人 ・補助金交付に係る申請等の手続は、事業者グループの代表者が行う。
--	--	--	--	--